

夏季休業を迎えるに当たり、新型コロナウイルス感染症対策について留意すべき事項をまとめましたので、対策の徹底をお願いします。

事務連絡
令和3年7月9日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

小学校、中学校及び高等学校等における夏季休業に向けた
新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

各学校等及び設置者におかれては、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応に多大なる御尽力を頂いており、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、現在、各地で変異株（アルファ株）の感染者割合が上昇し、一部地域を除き、従来株からほぼ置き換わったと推定されています。また、感染力の強い変異株の拡大により、屋外飲食のような3密ではない状況でもクラスターが発生している事案なども確認されています。さらに、アルファ株よりも感染しやすい可能性が示唆されているデルタ株については、感染者数が増加しており、今後置き換わりが進むことも懸念されています。

このような状況に鑑み、このたび、小学校、中学校及び高等学校等において夏季休業を迎えるに当たり、学校において留意すべき事項を下記のとおりまとめました。各学校等及び設置者におかれては、下記事項に留意し、夏季休業期間においても警戒を緩めることなく、新型コロナウイルス感染症対策を徹底していただくようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主

管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

記

1 感染症対策の徹底について

令和3年5月の児童生徒等（幼児児童生徒をいう。以下同じ。）の感染経路を見ると、小学生の80%、中学生の63%、幼児の72%が「家庭内感染」であり、最も高い割合となっていた。一方、高校生は「感染経路不明」が39%で最も割合が高く、「家庭内感染」は32%であった（別添1）。

このように、依然として多くの学校種で「家庭内感染」の割合が高くなっていることを踏まえ、夏季休業中も、以下の点に留意しながら日常生活を送るよう児童生徒等に指導すること。

また、令和3年5月の教職員の感染経路を見ると、「感染経路不明」が56%、「家庭内感染」が28%となっていた。このことを踏まえ、教職員においても、夏季休業中の感染症対策を徹底すること。

（1）感染症の予防

- ・感染症を予防するには、身体全体の抵抗力を高めるため、適度な運動、バランスの取れた食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効であること
- ・咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底するとともに、3つの密（密閉、密集、密接）を避ける等の予防策の徹底が必要であること。
- ・発熱等の風邪症状がある場合には外出を控え、自宅で休養するようにすること。
- ・食事の前後の手洗いを徹底するとともに、外での会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう大声での会話を控える、会食後の歓談時にはマスクを着用するなどの対応が必要であること。
- ・高校生については、他の学校種と比較して「感染経路不明」の感染者の割合が高くなっていることを踏まえ、普段の生活において自ら感染症対策を意識し、適切に行動することが重要であること。

（2）正確な情報に基づく行動

- ・誤った情報や不確かな情報に惑わされることなく、正確な情報や科学的根拠に基づいた行動を行うようにすること。

（3）差別や偏見の防止

- ・感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないこと。感染を責める雰囲気が広がると、医療機関での受診が遅れたり、感染を隠したりすることにもつながりかねず、地域での感染拡大につながり得ること。
- ・予防接種は最終的には個人の判断で接種されるものであることから、予防接種に当たっては、リスクとベネフィットを総合的に勘案し、生徒及び保護者の意思で接種の判断を行うことが大切であること。加えて、身体的な理由や様々な理由によって

ワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきであること。

(4) 高齢者や基礎疾患のある方に接するときの注意

- ・新型コロナウイルスに感染しても症状が出ない場合があり、自分が知らないうちに感染を広めることもあることから、重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患がある方に接するときは注意が必要であること。

2 部活動について

各学校においては、これまでも地域の感染状況に応じた対策を講じていただいているところだが、一部の部活動で、練習や試合に付随する飲食等の行動が原因と思われるクラスターが発生している。特に夏季休業中は、様々な大会やコンクール等が開催されるほか、練習試合や合同練習、合宿等が企画・実施され、感染リスクが高まると考えられることから、警戒度を一層高め、基本的な感染症対策を徹底することが極めて重要である。

各学校等及び設置者におかれては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」（以下「衛生管理マニュアル」という。）第3章の2.における記載事項を踏まえ、感染リスクの高い活動等に十分留意すること。その際、部活動に付随する場面での対策の徹底も図りつつ、顧問の教師や部活動指導員等に委ねるのではなく、学校の管理職や設置者が責任を持って一層の感染症対策に取り組むこと。

このほか、運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ないこと。特に、呼吸が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外すこと。また、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童生徒等の体調の変化に注意すること。

3 水泳活動や学校プールの開放について

夏季休業中の水泳活動や学校プールの開放に当たっては、「学校の水泳授業における感染症対策について」（令和3年4月9日付けスポーツ庁政策課学校体育室・文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡）を参考にして、感染症対策を徹底すること。

4 熱中症の予防について

夏季休業中は、部活動や校外活動等の学校における教育活動のほか、児童生徒等のみで活動する機会が増えること等により、熱中症にかかる可能性が高まることが考えられる。このため、熱中症事故の防止については、「熱中症事故の防止について（依頼）」（令和3年4月30日付け文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長・初等中等教育局教育課程課長連名通知）を踏まえ、児童生徒等への指導も含めて適切に対応すること。

特に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校教育活動においては、児童生徒等及び教職員は、基本的にはマスクを着用することが望ましいと考えられるが、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう御対応いただきたいこと。その際は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をお願いしたいこと。

5 登校日について

夏季休業中に、健康観察や学習状況の確認、補習等の実施のために登校日を設定する必要がある場合には、衛生管理マニュアル第3章の7. を参考に、各学校においては、例えば、次のような工夫や指導を行うこと。

- ・登下校中は、校門や玄関口等で密集が起こらないよう、登下校時間帯を分散させること。
- ・集団登下校を行う場合に、子供同士で密接とならないよう指導すること。
- ・気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高いときであって、屋外で人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すように指導すること。また、小学生など自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供に対しては、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日に屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導を行うこと。
- ・公共交通機関を利用する場合には、基本的な感染症対策を徹底するほか、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用できるようにするなどの配慮を行うこと。

6 家庭との連携について

児童生徒等の感染経路については「家庭内感染」の割合が多く、児童生徒等の感染を防ぐためには、各家庭の協力が不可欠である。このため、例えば、次のような取組について、PTA等と連携しつつ、保護者の理解と協力を呼びかけること。

- ・毎日の児童生徒等の健康観察を行い、発熱等の風邪の症状がある場合には、自宅で休養するようにすること。
- ・感染経路の不明な感染者数が増加している地域では、不要不急の外出を控える、仲の良い友人同士の家庭間の行き来を控える、家族ぐるみの交流による接触を控えるなど、感染が広がらないよう対策を講じること。
- ・各家庭において、「新しい生活様式」の実践（実践例は別添2を参照）に引き続き取り組むとともに、「人との接触を8割減らす、10のポイント」（別添3）や「感染リスクが高まる「5つの場面」」（別添4）等を参考に、日常生活において感染リスクを減らす行動を心がけること。

【参考資料】

- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

- 「学校の水泳授業における感染症対策について」(令和3年4月9日付けスポーツ庁政策課学校体育室・文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡)
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00020.html
- 「熱中症事故の防止について(依頼)」(令和3年4月30日付け文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長・初等中等教育局教育課程課長連名通知)
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1417343.htm
- 新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料(文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

【参考リンク】

- 内閣官房「スマートライフのために」
<https://corona.go.jp/prevention/>
※記の6. で言及した「新しい生活様式」の実践例や「人との接触を8割減らす、10のポイント」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」など、感染症対策に係るポスター・チラシや動画が掲載されています。
- 文部科学省「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

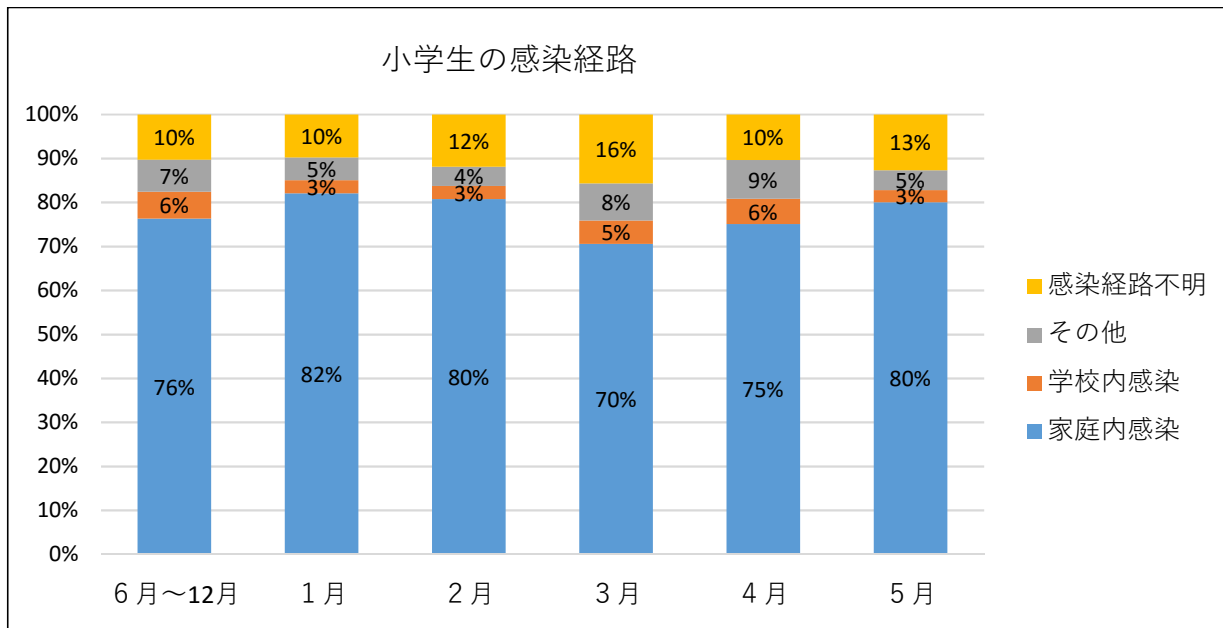
○ 下記以外の保健指導・衛生管理に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

○ 部活動に関すること
スポーツ庁 政策課(内3777)
文化庁 参事官(芸術文化担当)(内2832)

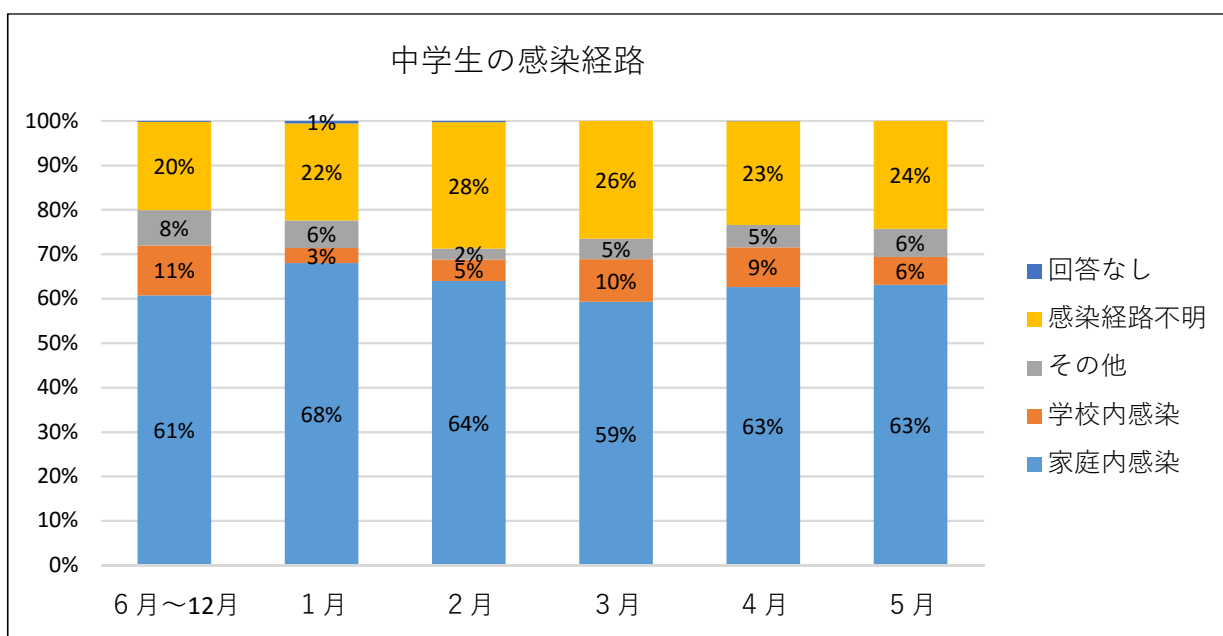
○ 学校プールの開放に関すること
スポーツ庁 参事官(地域振興担当)(内3773)

○ 熱中症の予防に関すること
総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課(内2966)

学校関係者における新型コロナウイルス感染症の感染状況 (令和2年6月1日～令和3年5月31日までに文部科学省に報告があったもの)

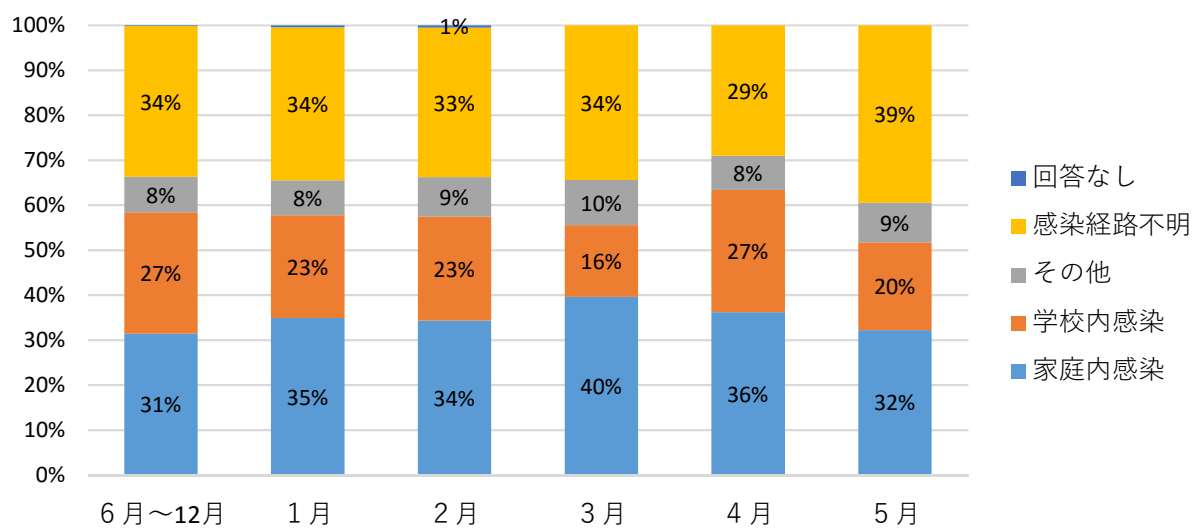


小学校	6月～12月	1月	2月	3月	4月	5月
家庭内感染	2014	1802	428	374	1237	1456
学校内感染	161	66	16	28	94	50
その他	193	113	23	45	145	82
感染経路不明	271	215	63	83	171	231
回答なし	4	6	2	1	0	0
合計	2643	2202	532	531	1647	1819



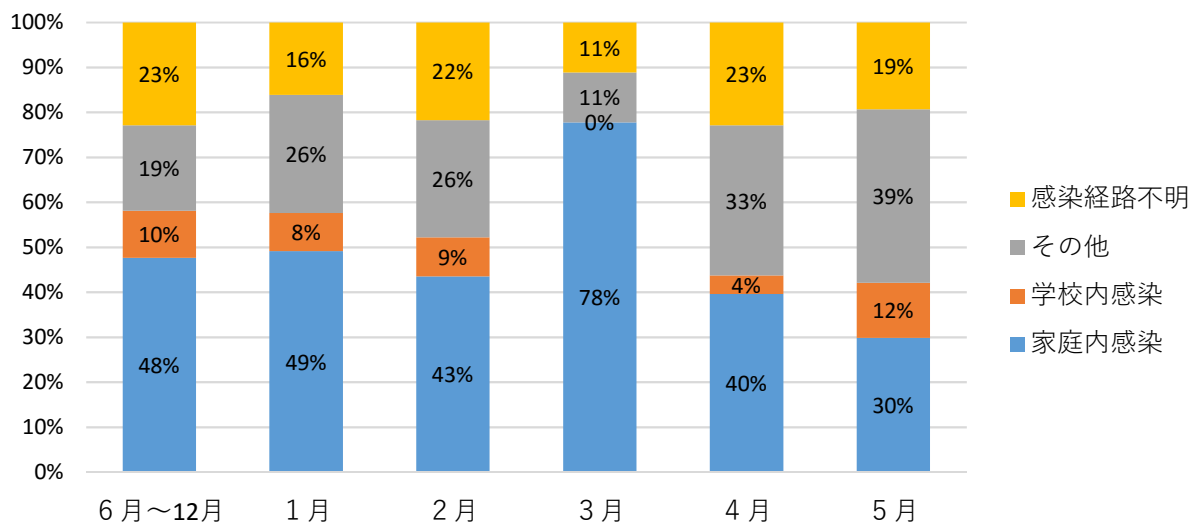
中学校	6月～12月	1月	2月	3月	4月	5月
家庭内感染	1111	959	211	179	751	791
学校内感染	206	48	16	29	107	79
その他	145	87	8	14	60	79
感染経路不明	364	308	94	80	280	305
回答なし	4	8	1	0	1	0
合計	1830	1410	330	302	1199	1254

高校生の感染経路



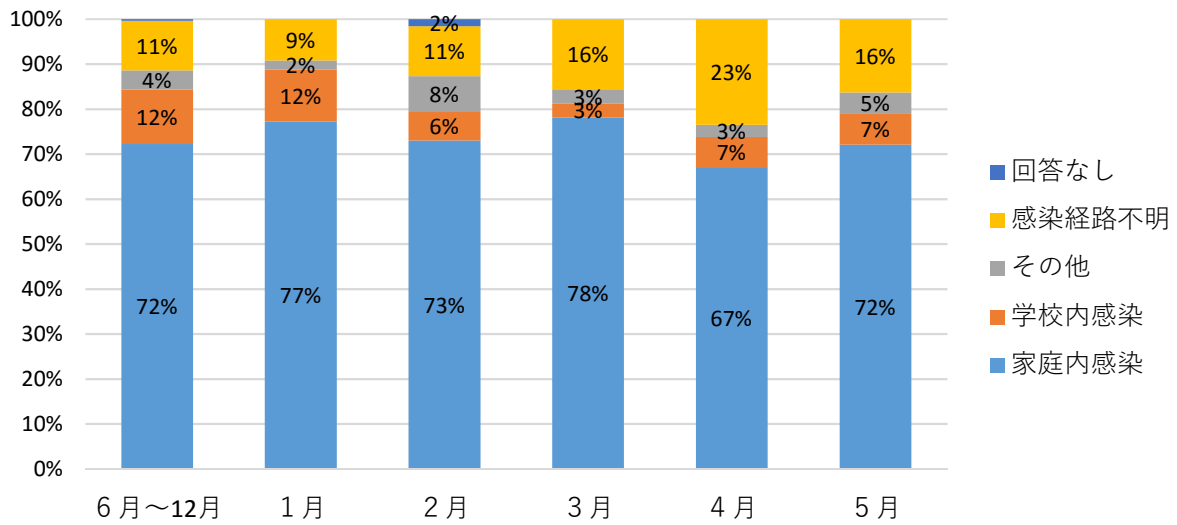
高等学校	6月～12月	1月	2月	3月	4月	5月
家庭内感染	979	969	188	161	621	449
学校内感染	841	637	127	65	468	272
その他	247	214	48	41	130	123
感染経路不明	1045	947	182	140	499	550
回答なし	6	13	3	0	0	0
合計	3118	2780	548	407	1718	1394

特別支援学校児童生徒の感染経路



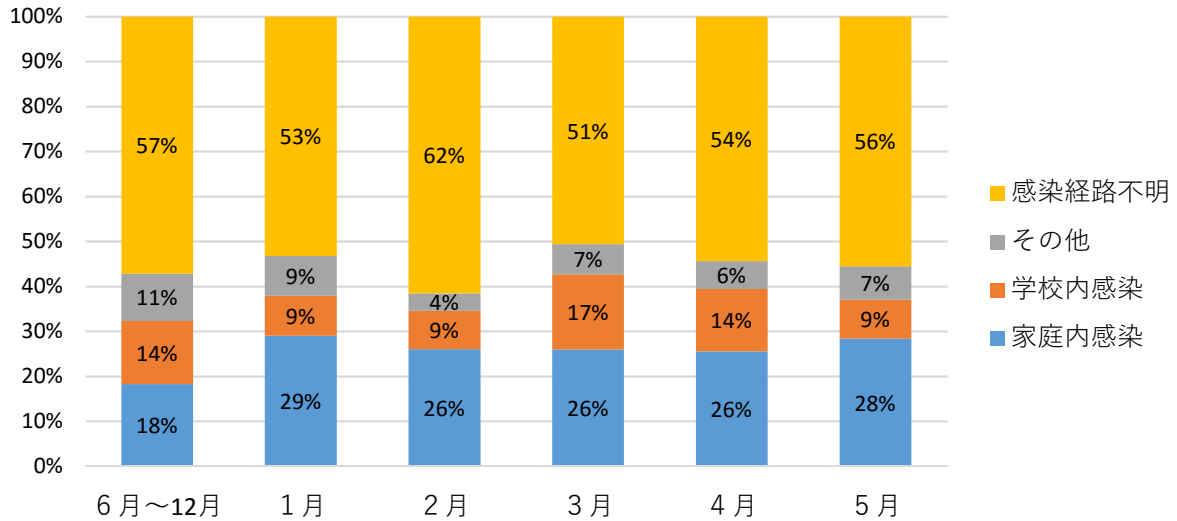
特別支援学校	6月～12月	1月	2月	3月	4月	5月
家庭内感染	50	58	10	14	38	17
学校内感染	11	10	2	0	4	7
その他	20	31	6	2	32	22
感染経路不明	24	19	5	2	22	11
合計	105	118	23	18	96	57

幼児の感染経路



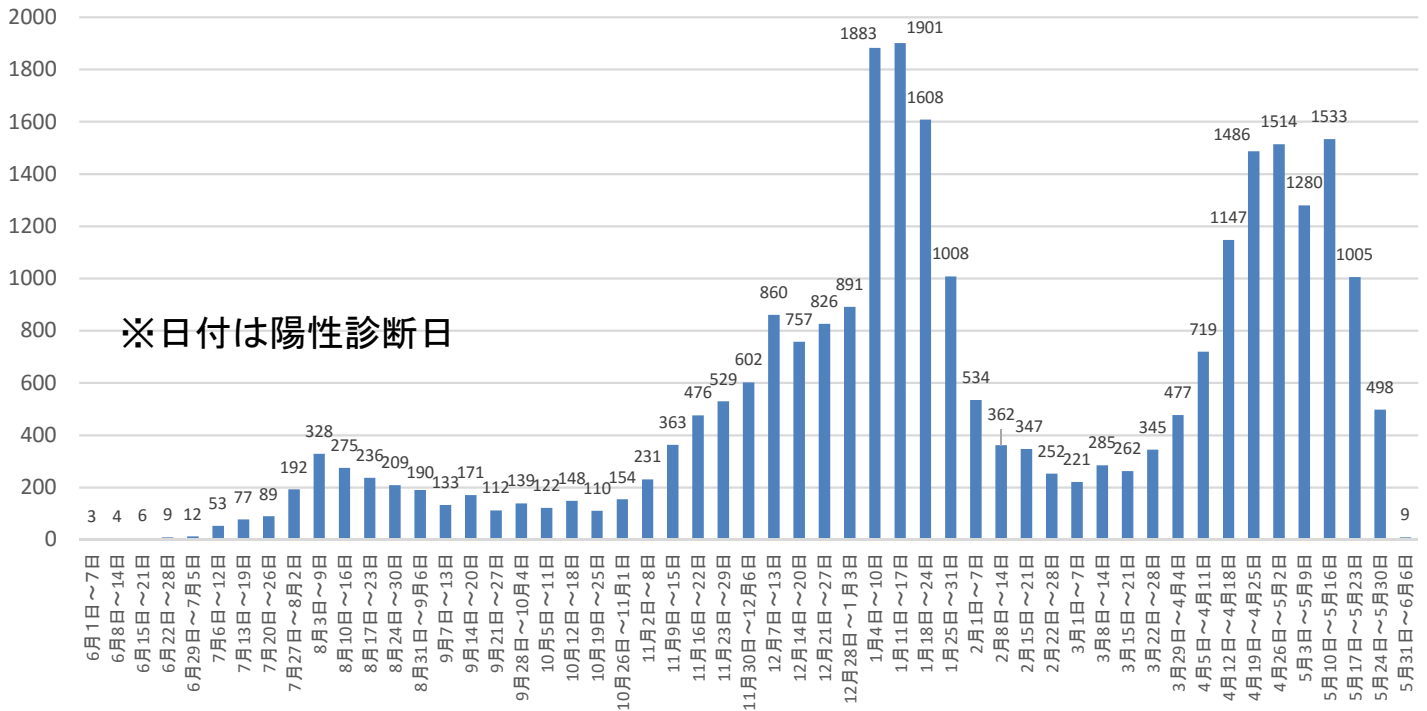
幼稚園	6月～12月	1月	2月	3月	4月	5月
家庭内感染	203	159	46	25	100	106
学校内感染	34	24	4	1	10	10
その他	12	4	5	1	4	7
感染経路不明	31	19	7	5	35	24
回答なし	1	0	1	0	0	0
合計	281	206	63	32	149	147

教職員の感染経路



教職員	6月～12月	1月	2月	3月	4月	5月
家庭内感染	222	273	55	62	162	143
学校内感染	171	84	18	40	88	44
その他	128	83	8	16	39	37
感染経路不明	696	501	130	121	345	280
回答なし	1	1	0	0	0	0
合計	1218	942	211	239	634	504

児童生徒等感染者の推移(R2. 6/1～R3. 5/31に文部科学省に報告があった件数)



<表 5人以上の発生校数>

令和2年6月1日～令和3年5月31日までに文部科学省に報告があったもの

学校種	5人以上の感染者が 発生した校数	
	校数	学校数に占める割合 (%)
小学校	93	0.48
中学校	97	0.96
高等学校	313	6.42
特別支援学校	16	1.39
合計	519	1.45

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



密集回避

密接回避

密閉回避

換気

咳エチケット

手洗い

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守れるよう、日常生活を見直してみましよう。

1 ビデオ通話で
オンライン帰省



2 スーパーは1人
または少人数で
すいている時間に



3 ジョギングは
少人数で
公園はすいた時間、
場所を選ぶ



4 待てる買い物は
通販で



5 飲み会は
オンラインで



6 診療は遠隔診療

定期受診は間隔を調整



7 筋トレやヨガは
自宅で動画を活用



8 飲食は
持ち帰り、
宅配も

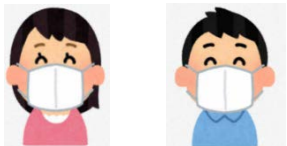


9 仕事は在宅勤務

通勤は医療・インフラ・
物流など社会機能維持
のために



10 会話は
マスクをつけて



3つの密を
避けましょう

1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる密集場所
3. 間近で会話や発声をする密接場面

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理
も、同様に重要です。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

